

東自旅一第 737 号
東自監第 279 号
東自保第 110 号
東自整第 155 号
令和 5 年 3 月 14 日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部 長
自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

標記について、令和 5 年 3 月 13 日付け国自安第 142 号の 2、国自旅第 493 号の 2、国自整第 256 号の 2 により、自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別紙のとおり通知があったので了知願います。



国自安第142号の2
国自旅第493号の2
国自整第256号の2
令和5年3月13日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和4年12月9日付け国自安第113号、国自旅第359号、国自整第190号により、その取扱いを令和5年3月31日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和5年6月30日までとしたので知されたい。

また、休車期間を令和5年3月31日までとして申請（令和4年12月31日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和5年6月30日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.（2）の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるも

のとする。

なお、本取扱いの令和5年6月30日以降の適用期間については、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」における分類の見直し状況を考慮しつつ、検討の上別途通知する。併せて、本通達は関係団体宛に通知していることを申し添える。

別添

国自安第142号
国自旅第493号
国自整第256号
令和5年3月13日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和4年12月9日付け国自安第113号、国自旅第359号、国自整第190号により、その取扱いを令和5年3月31日まで延長しているところで

す。
現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和5年6月30日までとしますので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和5年3月31日までとして申請（令和4年12月31日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和5年6月30日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.（2）の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとし

なお、本取扱いの令和5年6月30日以降の適用期間については、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」における分類の見直し状況を考慮しつつ、検討の上別途通知いたします。

また、本通達は各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛、別添のとおり通知していることを申し添えます。

【参考1】

国自安第215号の2
国自旅第333号の2
国自整第357号の2
令和2年3月31日

東北運輸局
自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった 事業用自動車の定期点検について

自動車の使用者は、道路運送車両法第48条により、定期点検を行わなければならないとされ、原則、当該自動車を抹消登録しない限り実施の義務がかかる。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、バス、タクシー及びハイヤーの利用者が減少しているなか、これらの交通機関は、事態が改善され次第、早急に通常の輸送力を確保する必要があるため、稼働しない事業用自動車を抹消登録せずに保有されている事業者が多数いるものと承知している。

このような状況を踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症のバス、タクシー業界に及ぼす深刻な影響やバス、タクシー事業の輸送手段としての高い公共性に鑑みて、旅客自動車運送事業者が保有する事業用自動車の定期点検について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されたい。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

記

1. 定期点検の義務の取扱い

以下の全ての要件を満たす場合については、一時抹消登録された車両と同様、運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとする。

(1) 管轄する地方運輸支局輸送担当部門に該当する車両の登録番号等、休車

期間及び休車開始時の総走行距離を記載したリストを提出する。

- (2) 休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。

2. 注意事項

届出後、休車期間を変更することとなった場合は、遅滞なく管轄する運輸局に変更したリストを提出することとする。なお、リストの変更が未手続の状態、事業用自動車の稼働が確認されたときは、道路運送法第31条に基づく所要の措置を執ることとする。

3. 本取扱いの適用期間

令和2年6月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間を延長することがある。

別 添

国自安第215号
国自旅第333号
国自整第357号
令和2年3月31日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長
旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について

自動車の使用者は、道路運送車両法第48条により、定期点検を行わなければならないとされ、原則、当該自動車を抹消登録しない限り実施の義務がかかります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、バス、タクシー及びハイヤーの利用者が減少しているなか、これらの交通機関は、事態が改善され次第、早急に通常の輸送力を確保する必要があるため、稼働しない事業用自動車を抹消登録せずに保有されている事業者が多数いるものと承知しています。

このような状況を踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症のバス、タクシー業界に及ぼす深刻な影響やバス、タクシー事業の輸送手段としての高い公共性に鑑みて、旅客自動車運送事業者が保有する事業用自動車の定期点検について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

なお、本通達は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛に通知していることを申し添えます。

記

1. 定期点検の義務の取扱い

以下の全ての要件を満たす場合については、一時抹消登録された車両と同様、

運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとする。

- (1) 管轄する地方運輸支局輸送担当部門へ該当する車両の登録番号等、休車期間及び休車開始時の総走行距離を記載したリストを提出する。
- (2) 休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。

2. 注意事項

届出後、休車期間を変更することとなった場合は、遅滞なく管轄する運輸局に変更したリストを提出することとする。なお、リストの変更が未手続の状態、事業用自動車の稼働が確認されたときは、道路運送法第31条に基づく所要の措置を執る場合がある。

3. 本取扱いの適用期間

令和2年6月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間を延長することがある。

